

# 自動運転導入支援業務仕様書

## 1 業務名

自動運転導入支援業務

## 2 業務の目的

自動運転の導入を検討する市町村に対し、実証運行の実施方法、概算費用、導入効果などを示し、導入に向けた検討を伴走支援する。また、現在、自動運転を検討していない市町村に対しても、検討の結果を示すことにより、県内全域における自動運転技術の導入を推進する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 契約上限額

9,999,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 業務内容

県が指定する市町村に、自動運転技術の導入に精通した者を派遣し、以下の項目のうち、県が指示する業務を実施する。

### (1) 事前調査

- ・当該地域の市町村の地域公共交通計画、交通網やその利用状況、潜在需要、道路環境等を踏まえ、市町村が自動運転導入によって解決したい地域課題を的確に把握すること。
- ・事前調査の際には、県、当該市町村の交通関係課、交通事業者等との協議を行い、意向を十分に確認するとともに、自動運転に関する基礎知識の提供及び助言を行うこと。

### (2) 実現可能性調査

- ・事前調査の結果を踏まえ、レベル4の導入に向けた自動運転の具体的な走行ルート案又は導入エリア案を提案し、自動運転導入の技術的な実現可能性について検証を行うこと。
- ・導入を検討する自動運転には、特定の走行ルートを対象とした自動運転バスの他に、特定のエリアを対象とした自動運転タクシーも検討対象に含め、当該地域に最適なものを提案すること。
- ・導入にあたっての技術的な課題とその対応策について提示すること。

### (3) 自動運転導入計画の策定

事前調査、実現可能性調査の結果を踏まえ、自動運転導入に向けた計画を策定し、下記の内容を記述すること。

- ①将来的な社会実装を見据え、自動運転の導入によって、地域の公共交通が抱える課題の解決にどのように貢献するか
- ②自動運転の走行ルート又は導入エリア案
- ③道路環境や交通需要等の地域特性に応じた適合車両、ダイヤ、運行体制
- ④自動運転導入に伴う概算費用及び費用対効果
  - ※費用対効果の算出に当たっては、実証事業等に活用可能な補助金を提示し、その算出に含めること。
  - ※実証実験、社会実装、実装後を含めた長期の費用対効果を算出すること。
- ⑤社会実装までの工程・スケジュール

#### (4) 県内他地域への展開

県内他市町村への自動運転導入の展開を念頭に、当該市町村における自動運転導入計画の策定プロセス（導入に向けた検討でどのような課題があり、どう乗り越えたのか）について報告書にまとめること。

※「県が指定する市町村」については、決定次第通知する。（3市町村を想定。）

※派遣する具体的な場所及び日時については、県と協議の上決定する。

※原則、県の担当者は、市町村との協議等の場に同席する。

※各市町村に対し、4回の現地訪問での協議及び複数回のWEBでの協議等の実施を想定。

※国の補助金等を活用した令和9年度の実証運行の実施の意向があった場合に対応するため、申請に必要な書類の作成が公募開始に間に合うよう、令和8年内を目途に支援を完了させることを想定している。

### 6 岡山県担当者への報告

当該市町村との協議概要等、支援の内容について、書面により適宜岡山県に報告すること。

### 7 成果品の納品

#### (1) 成果品について

委託業務完了報告書（別紙1）と併せて、以下のものを契約期間満了日までに県へ提出すること。

- ・受託業務実施報告書（任意様式）
- ・自動運転導入計画（上記「5業務内容（3）」に記載の計画）
- ・県内他地域への展開のための報告書（上記「5業務内容（4）」に記載の報告書）

#### (2) 成果品の媒体

委託業務完了報告書（別紙1）については紙媒体1部または電子データを提出すること。

#### (3) 納品場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

### 8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した調査結果や資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県及び市町村が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (4) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

### 自動運転導入支援業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した自動運転導入支援業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

#### 記

- 業務名  
自動運転導入支援業務
- 委託期間  
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- 業務完了日  
令和 年 月 日
- 成果品  
別添のとおり